

医療保障制度（ドイツ）

西尾、久嶋、船倉、柴、堀口

出典

International Profiles of Health Care Systems 2020

医療保障制度の概要

公的医療保険が全国民の約88.1%（約7313万人）をカバー

→ 一定所得以上の被用者・自営業者・公務員等は強制適応ではないため

- 国民は、原則として公的医療保険又は民間医療保険に加入することが義務付けられている。
- 配偶者と子については、医療保険未加入者で収入が一定以下であれば、保険料の追加なしに公的医療保険に加入できる。

□保険による給付の種類

- 医療給付、予防給付、医学的リハビリテーション給付、在宅看護給付などの現物給付が原則である。
- そのほかにも現金給付として傷病手当金などがある。

□政府の役割

- 保険給付になじまない（被扶養者に対する給付等）に充当するという目的及び過去の金融危機において保険料率の軽減を行った穴埋めとして一定の規模の国庫補助を実施している。
- 各病院に対する設備費用の補助をしている。

公的医療保険と民間医療保険

公的医療保険の役割

- 総医療費はGDPの約11.5%（2017年）。うち74%を主に公的資金がカバー。
- 公的医療保険の保険料額は所得によって異なり、上限までの総賃金の割合として徴収される強制的な賃金拠出金を通じて資金調達される。一般保険料率は**14.6%**で労使折半である。
- 扶養家族（無収入の配偶者と子供）は無料でカバーされる。
- 難民や不法移民は、妊娠や出産だけでなく、急性の病気や痛みの場合にも社会保障の対象となる。

民間医療保険の役割

- 総医療費の**8.4%**を占め、被保険者は国民の**11%**を占める
- **SHI**※の加入義務が免除されている高所得者等にとって民間保険は公的保険に代わる役割を果たしている。
- **SHI**の加入者にとって、民間保険は一部の自己負担金（歯科治療など）や個室の病室など、**SHI**でカバーされないマイナーな給付をカバーする補完的な役割を果たす。

※SHI：Statutory Health Insuranceの略で法定健康保険。いわゆる公的医療保険のこと。

公的医療保険の給付

- 定期歯科健診、小児健診、基礎予防接種、慢性疾患検診、特定年齢のがん検診などの予防サービス、疾病予防、早期発見が給付対象である。
 - 入院患者および外来患者のケア、医師のサービス、メンタルヘルスケア、デンタルケア、検眼、理学療法、医療補助、リハビリテーション、ホスピスと緩和ケア、マタニティケア、病気休暇保障、処方箋薬は法律で明確に除外されているもの（主に食欲抑制剤などのいわゆる生活習慣病薬）と、ベネフィット・リスク評価が好ましくないと判断された場合に除外されるものを除く。
- 公的医療保険の福利厚生に関するこの幅広い枠組みは、法律によって定義されている。ただし、詳細は連邦合同委員会によって決定される。
- 高所得者が公的医療保険を選択して購入する民間の福利厚生パッケージは、より充実している可能性がある。

医療費の患者負担

- 18歳までの小児及び青少年は自己負担額が免除
- 外来は負担なし
- 入院は1日 1 0 ユーロ（年間上限28日）
- 薬剤 1 0 %（5～10ユーロ）
- 年間負担上限あり

一般的な患者の年間負担額上限は、世帯の年間実質所得の 2 %
慢性疾患をもつ患者の場合世帯の年間所得の 1 %に減額

追加課題（医療費の患者負担）

- ドイツは日本に次いで高齢化が進んでいる国であるが、高齢者に対して年齢を理由とした負担額の軽減措置はない。

また、ドイツは18歳以下の医療負担はないが日本はあるという様に対照的である。

日本の制度では高齢化が進むほど医療支出が大きくなってしまふので、高齢者の経済状態などをみながら軽減措置に関して変えていく必要がある。

医療保障制度のまとめ

医療保障制度の概要

- 連邦保健省が所管しており、疾病金庫が運営主体となっている。原則として、公的医療保険または民間医療保険に加入が義務付けられている。一定所得以上の被用者、自営業者、公務員などは強制適応でないため主に民間保険に加入している。

公的医療保険と民間医療保険

- 疾病金庫は上限までの総賃金の割合として徴収される賃金拠出金を通じて資金調達する。一般保険料率は14.6%で労使折半である。
- 公的医療保険と同等の役割を担っており、総医療費の8.4%を占める。公的医療保険に入っている人にとっては補完的な意味合いで加入している。

公的医療保険の給付

- 公的医療保険の給付に関する枠組みは、法律によって定義されている。詳細は連邦合同委員会によって決定される。

医療費の患者負担

- 外来は負担なし、入院は1日10ユーロ（日本円で1300円前後）、医薬品は1割負担。
- 推奨される予防サービス（がん検診など）に対する自己負担はない。18歳までの小児および青少年は一部を除き自己負担額が免除される。

追加課題

■課題 1

- 主に企業疾病金庫、同業者疾病金庫の2つが日本でいう職域の機能を果たしている。日本同様、労使折半で保険料の半額を負担している。

■課題 2

- 100%公的保険ではないが、日本と大きく違うところは見られない。患者負担において日本よりも優れているように思うが、日本より保険料率が高いためだと考えられる。保険者である疾病金庫を自由に選べるところが被保険者から見ると満足度が高いのではないか。